

千葉市議会機能向上委員会設置要綱

（目的及び設置）

第1条 本市議会は、千葉市議会基本条例（平成29年千葉市条例第26号）に基づき議会の機能強化及び議員の更なる資質向上を図るため、千葉市議会機能向上委員会（以下「議会機能向上委員会」という。）を設置する。

（協議・検討事項）

第2条 議会機能向上委員会は、次の事項を協議・検討する。

- （1）政策立案機能強化（条例提出等）と体制整備について
- （2）常任委員会の運営について
- （3）議会の規律・秩序について
- （4）その他必要と認める事項

（委員）

第3条 議会機能向上委員会は、交渉会派から選出される委員（議長、副議長を含む。）

1 1人をもって組織する。委員には各会派幹事長を含むものとし、数は次のとおりとする。

- | | |
|---------------------|----|
| （1）自由民主党千葉市議会議員団 | 4人 |
| （2）立憲民主・無所属千葉市議会議員団 | 3人 |
| （3）公明党千葉市議会議員団 | 2人 |
| （4）日本共産党千葉市議会議員団 | 2人 |

2 委員の任期は、第9条に定める議会機能向上委員会の設置期間とする。ただし、委員は、その任期中、交替することができる。

3 委員がその所属する会派を離脱したときは、委員の職を解かれるものとする。この場合において、当該委員が所属していた会派は、速やかに新たな委員を選出するものとする。

（委員長及び副委員長）

第4条 議会機能向上委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、それぞれ議長及び副議長がその職務を務めるものとする。

3 委員長は、議会機能向上委員会を主宰する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 議会機能向上委員会は、委員長が招集する。

2 議会機能向上委員会は、委員（次項の規定により代理で出席する議員を含む。）の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員は、あらかじめ委員長に届け出て、任意に委員でない議員を代理として出席させることができる。

4 非交渉会派及び無所属議員は、オブザーバーとして会議に参加し、参考意見を述べるることができる。

- 5 議会機能向上委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。
- 6 議会機能向上委員会は、公開とする。ただし、必要があると認めるときは、公開しないことができる。
- 7 議会機能向上委員会は、議論を尽くし、本市議会の歴史と伝統に基づき少数意見を尊重するほか、会派間・議員間の合意形成を図るよう最大限の努力を払うものとする。

(部会等)

第6条 議会機能向上委員会は、専門的事項を協議・検討させるため、部会等を置くことができる。

(記録)

第7条 委員長は、議会事務局の職員に議会機能向上委員会の議事の概要、出席者の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させる。

(協議結果の報告)

第8条 委員長は、協議・検討事項に関し結論が得られたときは、報告書を作成する。

(設置期間)

第9条 議会機能向上委員会の設置期間は、この要綱の施行の日から令和9年4月30日までとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、議会機能向上委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年7月7日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和9年4月30日限り、その効力を失う。